資料　４

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び

運営に関する基準を定める条例（案）の概要

１．制定理由

　令和元年１０月１日より実施された幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届け出がされ、国が定める基準を満たすものに限られているが、無償化実施以降５年間は当該基準を満たさなくても、無償化の対象とする経過措置が設けられているところである。

　同時に、経過措置の期間内における、安全で安心な保育を確保するため、市が条例で基準を制定することが認められている。

　以上の点を踏まえ、認可外保育施設においても、就学前児童の健全な育成が図られるよう、一定の水準を確保するため、経過措置期間中における認可外保育施設の運営等の基準を定めるものである。

２．条例案の概要

　①６人以上認可外保育施設

　・職員配置　　　　　　　０歳児　３：１、１・２歳児　６：１、３歳児　２０：１、

　　　　　　　　　　　　　４歳児以上　３０：１

　　　　　　　　　　　　　※配置は２人以上。１／３以上が保育士又は看護師（准看護師）資格

　・面積／設備　　　　　　保育室（１．６５㎡以上／人）、調理室、便所（便器の数は概ね２０人：１人以上）

　・非常災害に対する措置　消火用具、非常口の設置、非常災害に対する計画、定期的な訓練の実施

　・その他　　　　　　　　保育内容の基準、給食の基準、健康・安全管理の基準

　②５人以下認可外保育施設

　・職員配置　　　　　　　３：１　※１人以上が保育士または看護師（准看護師）又は研修修了者

　・面積／設備　　　　　　保育室（適切な広さ）、調理設備、便所

　・非常災害に対する措置　消火用具、非常口の設置、定期的な訓練の実施

　・その他　　　　　　　　保育内容の基準、給食の基準、健康・安全管理の基準

　③複数雇用認可外居宅訪問型保育施設（ベビーシッター会社）

　・職員配置　　　　　　　１：１　※保育に従事する者すべてが保育士又は看護師（准看護師）又は研修修了者

　・非常災害に対する措置　定期的な訓練の実施

　・その他　　　　　　　　保育内容の基準、健康・安全管理の基準　※一部適用外

　④その他認可外居宅訪問型保育施設（ベビーシッター（個人事業主））

　・職員配置　　　　　　　１：１　※保育に従事する者すべてが保育士又は看護師（准看護師）又は研修修了者

　・非常災害に対する措置　定期的な訓練の実施

　・その他　　　　　　　　保育内容の基準、健康・安全管理の基準　※一部適用外

３．施行予定年月日

　　　令和２年４月１日

４．議会の上程

　　　令和元年度１２月定例月議会